

中労委、平8不再32・33、平9.7.16

決 定 書

中労委平成8年第(不再)32号事件
再 審 査 申 立 人 X 1
中労委平成8年(不再)第33号事件
再 審 査 申 立 人 X 2

中労委平成8年(不再)第32号事件
中労委平成8年(不再)第33号事件
再 審 査 被 申 立 人 中信・モモヤ労働組合

主 文

本件初審命令を取り消し、再審査被申立人中信・モモヤ労働組合の救済申立てを却下する。

理 由

本件について、再審査被申立人中信・モモヤ労働組合から当委員会に対し、平成9年6月25日付けをもって、本件救済申立てを維持する意思を放棄する旨の上申書が提出された。

よって、当委員会は、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第1項により準用される同第34条第1項第7号及び同条第4項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成9年7月16日

中央労働委員会
会長 山口 俊夫 ㊟